

第1表 歳入歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 繰越金			270,537
2. 諸収入		1. 繰越金	270,537
		1. 雑収入	2,460
歳入	合計		272,997

歳出	款	項	金額
1. 総務費			100
2. 医療諸費		1. 総務管理費	100
		1. 医療諸費	272,797
3. 公債費			100
		1. 公債費	100
歳出	合計		272,997

平成22年度金沢市老人保健費特別会計予算

平成22年度金沢市の老人保健費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ272,997千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料	歳入	1. 後期高齢者医療保険料	3,937,602
		2. 繰入金	914,362
		1. 一般会計繰入金	914,362
3. 諸収入	歳入	1. 延滞金、加算金及び	100
		2. 償還金及び選付加算金	6,120
		3. 市預金利子	100
歳入	合計		4,858,284

歳出

歳出	款	項	金額
1. 総務費	歳出	1. 総務管理費	68,335
		後期高齢者医療費	68,335
2. 広域連合	歳出	1. 広域連合者医療納付金	4,789,449
		後期高齢者医療納付金	4,789,449
3. 公債費	歳出	1. 公債費	500
		1. 公債費	500
歳出	合計		4,858,284

平成22年度金沢市後期高齢者医療費特別会計予算

平成22年度金沢市の後期高齢者医療費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,858,284千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 繰越金	金		36,382
		1. 繰越金	36,382
2. 諸収入	入		37,746
		1. 市預金利子	6
歳入	入	2. 貸付金元利収入	37,739
		3. 雑入	1
		合計	74,128

歳出	款	項	金額
1. 民生費	費		40,500
		1. 母子寡婦福祉資金費	40,500
2. 公債費	費		100
		1. 公債費	100
3. 予備費	費		33,528
		1. 予備費	33,528
歳出	出	合計	74,128

平成22年度金沢市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

平成22年度金沢市の母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,128千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 介護保険料			5,298,715
		1. 介護保険料	5,298,715
2. 国庫支出金			6,476,561
		1. 国庫負担金	4,983,566
		2. 国庫補助金	1,492,995
3. 支払基金交付金			8,443,968
4. 県支出金		1. 支払基金交付金	8,443,968
			4,205,232
5. 財産収入		1. 県負担金	4,106,663
		2. 県補助金	98,569
			2,153
6. 繰入金		1. 財産運用収入	2,153
			4,436,446
7. 諸収入		1. 一般会計繰入金	3,921,460
		2. 基金繰入金	514,986
			7,224
歳入		1. 市預金利子	6,000
		2. 雑入	1,224
歳入	合計		28,870,299

平成22年度金沢市の介護保険費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,870,299千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

平成22年度金沢市ガス事業特別会計予算

歳 出 款	項	金 額
1. 総 務 費		339,061
	1. 総 務 管 理 費	339,061
2. 保 険 給 付 費		27,969,935
	1. 保 険 給 付 費	27,969,935
3. 地 域 支 援 事 業 費		560,303
	1. 地 域 支 援 事 業 費	560,303
4. 公 債 費		1,000
	1. 公 債 費	1,000
歳 出 合 計		28,870,299

(総 則)

第1条 平成22年度金沢市のガス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 供給戸数 71,500戸
- (2) 年間送油量 42,900,000m³
- (3) 一日平均送油量 117,534m³
- (4) 主要な建設改良事業
 導管拡張 延長 5,795m 171,500千円
 導管改良 延長 12,642m 719,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 事業	7,880,320千円	第1款 事業	7,871,592千円
第1項 製品売上	7,301,000千円	第1項 営業費用	6,674,023千円
第2項 営業雑収益	377,652千円	第2項 営業雑費用	359,379千円
第3項 簡易ガス収益	92,400千円	第3項 簡易ガス費用	117,858千円
第4項 営業外収益	109,268千円	第4項 営業外費用	555,940千円
合 計	7,880,320千円	第5項 特別損失	159,392千円
		第6項 予備費	5,000千円
		外に当年度予定利益	8,728千円
		合 計	7,880,320千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,713,078千円は過年度分損益勘定留保資金228,924千円、当年度分損益勘定留保資金1,448,554千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額35,600千円で補てんするものとする。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
 第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 (1) 職員給与費 1,021,502千円
 (2) 交際費 350千円
 (他会計からの補助金)
 第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。
 ガス事業費用補助 42,670千円
 (たな卸資産購入限度額)
 第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,900,000千円と定める。

第2款 資本的収入	912,400千円
第1項 業債	598,000千円
第2項 工事負担金	84,000千円
第3項 他会計出資金	100,000千円
第4項 回収金	400千円
第5項 固定資産売却収入	130,000千円
外に過年度分損益勘定留保資金	228,924千円
当年度分損益勘定留保資金	1,448,554千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	35,600千円
合 計	2,625,478千円
支出	
第2款 資本的支出	2,625,478千円
第1項 建設改良費	1,135,026千円
第2項 簡易ガス施設費	9,000千円
第3項 企業債償還金	1,474,852千円
第4項 貸付金	1,600千円
第5項 予備費	5,000千円
合 計	2,625,478千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目 的	建設改良資金にあてるため。
限 度	建設改良資金 598,000千円
起 債 の 方 法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利 率	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償 還 の 方 法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

職 員 給 与 費

平成22年度金沢市水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度金沢市の水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 196,000戸
- (2) 年間総配水量 55,600,000m³
- (3) 一日平均配水量 152,329m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - 配水管拡張 延長 10,356m 288,620千円
 - 配水管改良 延長 14,671m 1,331,300千円
 - 上水道未普及地域解消 延長 8,300m 355,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 事業収益 9,737,387千円
- 第1項 営業収益 9,356,068千円
- 第2項 営業外収益 381,319千円
- 外に当年度予定欠損 47,986千円
- 合 計 9,785,373千円

支 出

- 第1款 事業費用 9,785,373千円
- 第1項 営業費用 8,935,966千円
- 第2項 営業外費用 839,407千円
- 第3項 予備費 10,000千円
- 合 計 9,785,373千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,444,363千円は過年度分損益勘定留保資金1,907,592千円、当年度分損益勘定留保資金456,959千円、減債積立金2,000千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額77,812千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第2款 資本的収入 1,038,320千円
- 第1項 企業債 193,200千円
- 第2項 工事負担金 371,247千円
- 第3項 補助金 328,780千円
- 第4項 企業債元金償還補給金 29,983千円

- 第5項 他会計出資金 115,100千円
- 第6項 固定資産売却収入 10千円
- 外に過年度分損益勘定留保資金 1,907,592千円
- 当年度分損益勘定留保資金 456,959千円
- 減債積立金 2,000千円
- 当年度分消費税等資本的収支調整額 77,812千円
- 合 計 3,482,683千円
- 支 出
 - 第2款 資本的支出 3,482,683千円
 - 第1項 建設改良費 2,800,017千円
 - 第2項 企業債償還金 681,166千円
 - 第3項 予備費 1,500千円
 - 合 計 3,482,683千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができることのできる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水施設改良事業費	平成23年度	100,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 目 的 建設改良資金にあてため。
- 限 度 額 193,200千円
- 起 債 の 方 法 証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
- 利 率 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
- 償 還 の 方 法 借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

平成22年度金沢市発電事業特別会計予算

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
 第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与 1,187,442千円
- (2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- (1) 上水道整備事業費補助 46,556千円
- (2) 上水道事業費用補助 40,199千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、50,000千円と定める。

(総則)
 第1条 平成22年度金沢市の発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (業務の予定量)

- 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
 - (1) 供給目標電力量 139,250MWH
 - (2) 主要な建設改良事業 発電施設改良 63,044千円

(収益的収入及び支出)
 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	929,675千円
第1項 営業収益	921,520千円
第2項 財務収益	5,060千円
第3項 事業外収益	3,095千円
合 計	929,675千円
支 出	
第1款 事業費用	878,328千円
第1項 営業費用	759,646千円
第2項 財務費用	81,627千円
第3項 事業外費用	32,055千円
第4項 予備費	5,000千円
外に当年度予定利益	51,347千円
合 計	929,675千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額357,426千円は過年度分損益勘定留保資金279,068千円、減債積立金54,000千円、地域振興積立金20,000千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額4,358千円で補てんするものとする。)

収 入	
過年度分損益勘定留保資金	279,068千円
減債積立金	54,000千円
地域振興積立金	20,000千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	4,358千円
合 計	357,426千円

平成22年度金沢市工業用水道事業特別会計予算

- (総 則)
- 第1条 平成22年度金沢市の工業用水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (業務の予定量)
 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
 (1) 給水事業所数 4か所
 (2) 年間総給水量 233,235m³
 (3) 一日平均給水量 639m³
 (収益的収入及び支出)
 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 事業収入	55,055千円
第1項 営業収益	11,078千円
第2項 営業外収益	43,977千円
外に当年度予定欠損	620千円
合 計	55,675千円
第1款 事業費用	55,675千円
第1項 営業費用	48,033千円
第2項 営業外費用	7,442千円
第3項 予備費	200千円
合 計	55,675千円

(資本的収入及び支出)
 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,463千円は過年度分損益勘定留保資金3,463千円で補てんするものとする。)

第2款 資本的収入	13,851千円
第1項 他会計補助金	13,851千円
外に過年度分損益勘定留保資金	3,463千円
合 計	17,314千円
第2款 資本的支出	17,314千円
第1項 企業償還金	17,314千円
合 計	17,314千円

- 支 出
- 第2款 資本的支出 357,426千円
- 第1項 建設改良費 81,694千円
- 第2項 事業外固定資産取得費 20,000千円
- 第3項 企業償還金 254,732千円
- 第4項 予備費 1,000千円
- 合 計 357,426千円

(債務負担行為)
 第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電施設整備事業費	平成23年度	262,000千円

- (一時借入金)
 第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
 第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 (1) 職員給与費 200,287千円
 (2) 交際費 50千円
 (他会計からの補助金)
 第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。
 1,548千円
 発電事業費用補助

平成22年度金沢市病院事業特別会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度金沢市の病院事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	311床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	94,582人
外 来	126,184人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	259人
外 来	519人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
医 療 機 器 整 備 事 業	228,000千円
施 設 整 備 事 業	30,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病 院 事 業 収 益	5,203,368千円
第1項 医 業 収 益	4,856,101千円
第2項 医 業 外 収 益	347,267千円
外 に 当 年 度 予 定 欠 損	73,760千円
合 計	5,277,128千円
支 出	
第1款 病 院 事 業 費 用	5,277,128千円
第1項 医 業 費 用	5,147,198千円
第2項 医 業 外 費 用	129,930千円
合 計	5,277,128千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額163,647千円は過年度分損益勘定留保資金163,495千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額152千円で補てんするものとする。)

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職 員 給 与 費	10,674千円
(他会計からの補助金)	
第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。	
(1) 工業用水道事業費用補助	43,409千円
(2) 工業用水道建設事業償還金補助	13,851千円

(重要な資産の取得)
 第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。
 (種 類) (名 称) (数量)
 取得する資産 器械備品 血管撮影装置 1

第2款 資本的収入	544,159千円
第1項 企業補助金	258,000千円
第2項 他会計補助金	116,688千円
第3項 他会計出資金	169,471千円
外に過年度分損益勘定留保資金	163,495千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	152千円
合 計	707,806千円
出	
第2款 資本的支出	707,806千円
第1項 建設改良費	258,000千円
第2項 企業債償還金	449,806千円
合 計	707,806千円

(企業債)
 第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目的	建設改良資金にあてため。
限度額	258,000千円
起債の方法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利率	5.0%以内
償還の方法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)
 第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
 第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費	2,675,437千円
(他会計からの補助金)	
第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。	
(1) 病院事業費用補助	303,611千円
(2) 病院建設改良事業債償還金補助	116,688千円

平成22年度金沢市中央卸売市場事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成22年度金沢市の中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取扱数量	
青果部	90,500 t
水産物部	59,500 t
(2) 主要な建設改良事業 場内放送設備改修事業	28,000千円

(収益的収入及び支出)
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 事業収益	893,627千円	入
第1項 営業収益	563,045千円	
第2項 営業外収益	330,582千円	
合 計	893,627千円	
第1款 事業費用	857,980千円	出
第1項 営業費用	774,515千円	
第2項 営業外費用	82,965千円	
第3項 予備費用	500千円	
外に当年度予定利益	35,647千円	
合 計	893,627千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額179,551千円は過年度分損益勘定留保資金177,240千円、減債積立金1,000千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額1,311千円で補てんするものとする。)

第2款 資本的収入	166,209千円	入
第1項 企業債	81,000千円	
第2項 他会計補助金	85,209千円	
外に過年度分損益勘定留保資金	177,240千円	
減債積立金	1,000千円	
当年度分消費税等資本的収支調整額	1,311千円	
合 計	345,760千円	

支 出

第2款 資本的支出	345,760千円
第1項 建設改良費	81,800千円
第2項 企業債償還金	263,960千円
合 計	345,760千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目的	建設改良資金にあてるため。
限度額	81,000千円
起債の方法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利率	5.0%以内
償還の方法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の場合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 158,996千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 事業費用補助	328,010千円
(2) 中央卸売市場整備事業債償還金補助	85,209千円

平成22年度金沢市公共下水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度金沢市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 管渠整備備面積 58ha
- (2) 年度末排水面積 8,086ha
- (3) 年度末排水人口 420,650人
- (4) 年間総処理水量 67,500,000m³
- (5) 主要な建設改良事業

公共下水道事業

管渠施設	延長	16,932m	2,126,050千円
ポンプ場施設	設		9,000千円
雨水関連施設	設		1,021,500千円
水質管理施設	設		2,915,300千円
流域下水道事業			37,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		出	
第1款 事業収益	14,244,139千円	第1款 事業費用	14,092,170千円
第1項 営業収益	10,903,018千円	第1項 営業費用	9,819,428千円
第2項 営業外収益	3,289,021千円	第2項 営業外費用	4,262,742千円
第3項 特別利益	52,100千円	第3項 予備費	10,000千円
合 計	14,244,139千円	外に当年度予定利益	151,969千円
第1款 事業費用		合 計	14,244,139千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額6,513,282千円は過年度分損益勘定留保資金3,076,155千円、当年度分損益勘定留保資金3,293,277千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額143,850千円で補てんするものとする。)

収入		出	
第2款 資本的収入	8,781,842千円	第2款 資本的支出	15,295,124千円
第1項 回収企業債	33,000千円	第1項 建設改良費	6,410,379千円
第2項 国庫補助金	5,605,900千円	第2項 企業債償還金	8,839,745千円
第3項 他会計負担金	2,572,400千円	第3項 貸付金	40,000千円
第4項 受益者負担金	200,770千円	第4項 予備費	5,000千円
第5項 工事負担金	229,700千円	合 計	15,295,124千円
第6項 下水道事業債基金繰入金	51,420千円		
第7項 固定資産売却収入	88,642千円		
第8項 年度分損益勘定留保資金	10千円		
外に過年度分損益勘定留保資金	3,076,155千円		
当年度分損益勘定留保資金	3,293,277千円		
当年度分消費税等資本的収支調整額	143,850千円		
合 計	15,295,124千円		

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができ得る事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水質管理施設整備事業費	平成23年度から	2,850,000千円
	平成24年度まで	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目的	建設改良資金及び企業債償還金にあてためる。
限度額	5,605,900千円
起債の方法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利率	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

平成22年度金沢市公設花き地方卸売市場事業特別会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度金沢市の公設花き地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取扱数量 27,000千本

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	44,380千円
第1項 営業収益	25,240千円
第2項 営業外収益	19,140千円
合 計	44,380千円

支 出

第1款 事業費用	44,174千円
第1項 営業費用	42,462千円
第2項 営業外費用	1,212千円
第3項 予備費	500千円
外に当年度予定利益	206千円
合 計	44,380千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,344千円は過年度分損益勘定留保資金244千円及び減価積立金2,100千円で補てんするものとする。)

収 入

第2款 資本的収入	2,344千円
第1項 他会計補助金	2,344千円
外に過年度分損益勘定留保資金	244千円
減 債 積 立 金	2,100千円
合 計	4,688千円

支 出

第2款 資本的支出	4,688千円
第1項 企業債償還金	4,688千円
合 計	4,688千円

償 還 の 方 法

借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与 861,509千円
- (2) 交 費 300千円

(一時借入金)
 第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
 第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。
 職員給与費 10,915千円
 (他会計からの補助金)
 第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。
 (1) 運営費補助 18,613千円
 (2) 市場建設事業償還金補助 2,344千円

平成22年(2010年)4月1日 印刷	発行人	金 沢 市
平成22年(2010年)4月1日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地	カネモト印刷(株)